

相模原市行財政構造改革プラン(第2期)(案)について

1 概要

本市では、令和2年10月末時点の長期財政収支の試算により見込まれた令和3年度から令和9年度までの間における累計816億円の歳出超過を解消し、今後の人口減少と著しく財政が硬直化している中であっても、相模原市総合計画(以下「総合計画」という。)の基本構想で描く本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向けた持続可能な行財政基盤を構築するため、令和3年4月に相模原市行財政構造改革プラン(以下「改革プラン」という。)を策定しました。

改革プランの第1期(令和3年度から令和5年度まで)においては、実現可能性や中長期的な財政状況等を考慮した新たなまちづくり事業等の選択と集中、既存の公共施設等の見直し、政策決定プロセスの見直し、職員の意識改革、働き方改革等の改革項目に取り組むとともに、第2期(令和6年度から令和9年度まで)から実施する抜本的な改革に向けた検討を行ってきました。

今回策定する改革プランの第2期については、新型コロナウイルス感染症が本市行財政に与えた影響の分析や今後の財政見通しを踏まえた上で、本市が目指すべき姿並びに財政運営上「本市が特に重点的に力を入れる取組」及び「本市の個性を生かす分野」を定めるとともに、第1期における検討結果に基づき、持続可能な行財政基盤の構築に向けた抜本的な改革項目を定めるものです。

2 本市の財政状況

- (1) 令和4年度普通会計決算における実質収支は160億円、実質収支比率は8.9パーセントとなっています。
- (2) 令和4年度普通会計決算における経常収支比率は、96.9パーセントとなっており、改革プラン策定時に比べて一定の改善が図られていますが、依然として指定都市の平均(96.2パーセント(速報値))と比較してやや高い数値となっており、財政構造の弾力性は低い状態となっています。
- (3) 令和4年度末における財政調整基金の残高は、208億円となっており、本市の標準財政規模に対する割合は、11.6パーセントとなっています。
- (4) 令和5年10月に長期財政収支の見直しを行ったところ、第2期における歳出超過の累計見込額は、280億円となりました。少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加、公共施設の長寿命化事業に係る経費の増加等の要因により依然として多額の歳出超過が生じる見込みとなっていることから、第2期においても引き続き改革項目の取組を推進することにより、着実に歳出超過の解消を図る必要があります。

3 本市が目指すべき姿等

(1) 本市が目指すべき姿

リニア中央新幹線等の広域交通ネットワークの整備に伴う経済・交流圏域の拡大や、都市と自然のベストミックス等の本市の特徴を踏まえた、総合計画の基本構想に

定める本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」は、本市が目指すべき姿として変わることのない目標です。

(2) 本市が特に重点的に力を入れる取組

本市の市税収入の多くは個人市民税が占めており、歳入確保の観点においても、人口逓減が課題となることから、本市が今後も持続可能な行財政基盤を構築するためには、人口の確保対策に加え、その構成のバランスを維持・改善していく必要があります。

こうした課題への対応は、人口減少に歯止めをかける地方創生の視点と重なることから、総合計画基本計画に定める分野横断的に取り組む重点テーマである「少子化対策」、「雇用促進対策」及び「中山間地域対策」を、改革プランにおける財政運営上「本市が特に重点的に力を入れる取組」として位置付け、引き続き推進します。

(3) 本市の個性を生かす分野

ポストコロナにおける近年の子育て環境を重視する生活の価値観の高まり等を捉え、都市と自然のベストミックス等の本市の特性や状況を「個性」と整理し、その個性を生かすことに直結すると考えられる「子育て」及び「教育」や、将来に向けた税源涵養の種蒔きとなる「まちづくり」の各分野を「本市の個性を生かす分野」として位置付け、重点的に取り組みます。

4 基準財政モデル及び目的別経費ごとの活用可能額の設定

(1) 改革プランでは、持続可能な行財政構造の構築に向けて、本市の財政構造を客観的に分析する一つの手法として、国における地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額を基本とした本市の「基準財政モデル」を設定することとしています。

令和5年度当初予算における本市の基準財政モデルを基本として目的別経費ごとの活用可能額を算定すると、本市の財政構造について、次のような特性・課題があることが分かります。

ア 農林・商工費、土木費及び消防費は、当初予算額が基準財政需要額を下回っており、標準的な水準における行政サービスを行うための経費が十分に確保されていない可能性があります。

イ 総務費、民生費、衛生費及び教育費は、当初予算額が目的別経費ごとの活用可能額を上回っています。特に民生費については、目的別経費ごとの活用可能額に対する超過額が20億円となっており、他の自治体よりも手厚い行政サービスや市単独事業を多く実施している可能性があります。

ウ 目的別経費ごとの重点分野等配分枠の予算配分にばらつき・偏りがあり、効果的な予算配分となっていない可能性があります。

(2) (1)を踏まえ、持続可能な行財政基盤の構築に向けて、次のとおり財政運営に取り組みます。

ア 基準財政需要額を下回る予算配分となっている農林・商工費、土木費及び消防費について、第2期中に基準財政需要額程度まで予算を配分することにより、財政構造の歪みの解消を図ります。

イ 「本市が特に重点的に力を入れる取組」及び「本市の個性を生かす分野」に係る

事業については、他の予算と区分して、「重点分野等配分枠」の範囲において優先的に予算を配分することにより、本市の独自性を発揮しながら、時代に合ったより効果的な施策を展開していくこととします。

5 第1期における改革項目の見直し

(1) 次の改革項目については、改革項目の取組の進捗、社会経済情勢の変化等を踏まえ、改革プランにおける取扱いの見直しを行います。

ア 計画期間中に事業を推進することとするもの

(ア) (仮称)新斎場整備事業

(イ) 麻溝台・新磯野地区整備推進事業(第一整備地区)

(ウ) 麻溝台・新磯野地区整備推進事業(後続地区)

イ 事業名称を変更するもの

金原地区土地改良事業(「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業」から事業名称を変更)

ウ 事業を廃止するもの

幹線快速バスシステム導入推進事業

(2) 第1期における見直しの取組が完了しなかった公共施設については、引き続き第2期において見直しの取組を行います。

6 第2期から着手する改革項目

第2期においては、第1期における改革項目に加え、次の改革項目に取り組みます。

(1) 歳入における主な取組項目

ア 「新たな日常」の構築に対応した戦略的な政策による税源の涵養策

個人市民税を中心とした税源の涵養策を継続していくため、第2期においては、次の取組を検討します。

(ア) 事務事業の立案・選択に当たっての税源涵養の視点のルール化

(イ) 税源涵養に資する事業に係る予算を重点的に配分する編成手法の実施・検証

イ 歳入確保対策の体制強化

市税に限らず、歳入確保対策の体制強化に向けて、職員の研修参加、金融機関からの情報収集、民間企業との人材交流等を積極的に行い、専門性の高い職員の育成を推進するなど、歳入確保対策を進めるための人材育成を推進するとともに、より適正な人員配置、所管事務の統合及び事務移管、総括的な役割を担う専任職の設置や専門部会の設立等を検討し、効率的・効果的な歳入確保対策に取り組みます。

(2) 歳出における取組項目

ア 扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し

扶助費を始めとした社会保障施策等の見直しに当たっては、単なる歳出削減を目指すのではなく、当該見直し事業の総額を大きく変動させることなく、給付型施策から福祉基盤整備へ転換するなど、社会状況の変化に対応した取組が必要であり、第1期から前倒しで見直しを実施しています。第2期の期間においては障害者施策や下水道使用料の減免制度など見直しに着手することにより、各施策

の推進を図りながら行財政構造改革を進めます。

イ 総人件費の適正管理

社会経済情勢や法改正を背景に人件費が増加傾向にある中で、第2期においては、「本市が特に重点的に力を入れる取組」及び「本市の個性を生かす分野」の事業の推進に必要な人材を確保する一方、事務執行体制の更なる見直しに加え、DX化の推進等による事務の効率化、多様な雇用形態及び民間活力の活用等により、職員定数の更なる適正化を図ります。

7 持続可能な行財政運営の推進に向けて

(1) 改革プランに掲げるアからウまでの財政健全化の目標について、第2期中の達成に向けて、それぞれ次のとおり取り組みます。

ア 歳出超過の解消

第2期における歳出超過の累計見込額(280億円)について、改革項目の取組、各種基金の活用及び予算編成における精査により解消します。

イ 持続可能な財政運営の確立

本市の基準財政モデルの活用により持続可能な行財政構造の構築を図るとともに、将来の財政環境の変化に機動的・弾力的に対応できる財政基盤を確立します。

ウ 経常収支比率の改善

改革項目における取組の着実な推進により本市の経常収支比率を指定都市平均並みの数値に改善し、財政構造の弾力化を図ります。

(2) 改革プランについては、令和9年度中に行財政構造改革の取組実績を検証し、令和10年度以降の取組継続の要否について判断します。ただし、各改革項目の着実な推進により、「財政健全化の目標」の早期達成が見込まれると判断した場合には、持続可能な行財政運営を継続するための取組を実施することを前提として、計画期間を前倒しして改革プランを終了することとします。

8 今後のスケジュール

令和5年12月1日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
令和6年1月9日まで	
3月	改革プラン(第2期)の策定